

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設
リンピアいなばごみ搬入受付票

塗りつぶし部分を記入してください。

ごみの搬入日	令和 年 月 日						
ごみの出た場所 (口に✓を記入)	<input type="checkbox"/> 鳥取市 <input type="checkbox"/> 岩美町 <input type="checkbox"/> 智頭町 <input type="checkbox"/> 若桜町 <input type="checkbox"/> 八頭町 ※鳥取県東部地域以外から発生したごみは搬入できません。						
ごみの内容確認 (口に✓を記入)	<input type="checkbox"/> 搬入するごみは可燃ごみです。 ※プラスチック、ペットボトル、びん、缶、金属類などは搬入できません。 ※可燃ごみ以外が混入している場合、搬入をお断りします。						
ごみの種類 (口に✓を記入) 自宅のごみの場合は、ごみを搬入された方の氏名等 事業所又は許可業者の場合は事業所名等を記入してください。	<input type="checkbox"/> 自宅の可燃ごみ <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 30%;">氏 名</td><td></td></tr><tr><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>電話番号</td><td></td></tr></table>	氏 名		住 所		電話番号	
	氏 名						
住 所							
電話番号							
	<input type="checkbox"/> 自分が所属する事業所から出た可燃ごみ（産業廃棄物を除く） <input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集した可燃ごみ（産業廃棄物を除く） <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 30%;">事業所名</td><td></td></tr><tr><td>事業所の住 所</td><td></td></tr><tr><td>事業所の電話番号</td><td></td></tr></table> ※産業廃棄物は、搬入できません。 ※許可なく業として一般廃棄物を収集運搬することは違法行為です（廃掃法第7条）。	事業所名		事業所の住 所		事業所の電話番号	
事業所名							
事業所の住 所							
事業所の電話番号							
ごみの搬入に際しては、免責事項に同意してください。 (口に✓を記入)	<input type="checkbox"/> ごみの搬入に際し、私は、以下の免責事項について承知しました。 ① 鳥取県東部広域行政管理組合は、施設内で発生した事故について、本組合に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。 ② 鳥取県東部広域行政管理組合は、搬入者が誤って廃棄した貴重品等を再び搬入者に戻しません。また、当該貴重品等の損害賠償責任も負いません。						

搬入にあたっての注意事項

- ① 金具等は取り外して施設に持ち込んでください。分別が不十分な場合は、搬入をお断りします。
- ② 木製家具、丸太、角材などの搬入可能サイズを超過するものは、搬入をお断りします。
- ③ あらかじめご家庭で分別してから搬入してください。（プラットホームでの分別はできません）
- ④ ごみを降ろすときは、財布やスマートフォンなどの貴重品を車両内に置いてください。
- ⑤ 施設内では係員の案内に従ってください。

※記入いただいた個人情報は厳重に管理し、ごみ処理関係以外には使用いたしません。

※本ごみ搬入受付票は、施設の窓口でお渡ししますが、ウェブサイトからもダウンロードできます。

鳥取県東部広域行政管理組合

施設担当者記入欄

--